

平成28年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	567床
(2) 年	間	入院患者数	171,550人
(3) 年	間	外来患者数	236,196人
(4) 一	日	平均入院患者数	470人
(5) 一	日	平均外来患者数	972人
(6) 主	要	な建設改良事業	
		市立病院ESCO・防災エネルギーセンター更新事業	事業費
			85,093千円
		市立病院施設整備事業	事業費
			838,867千円
		医療機器等整備事業	事業費
			225,321千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	15,243,796千円	
第1項	医業収益	13,840,995千円	
第2項	医業外収益	1,402,799千円	
第3項	特別利益	2千円	
		支	出
第1款	病院事業費用	15,243,796千円	
第1項	医業費用	14,674,297千円	
第2項	医業外費用	565,530千円	
第3項	特別損失	2千円	
第4項	予備費	3,967千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額577,891千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	821,736千円	

第1項	企業債	668,700千円
第2項	出資金	153,033千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	1千円
第5項	県補助金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,399,627千円
第1項	建設改良費	1,187,535千円
第2項	企業債償還金	212,092千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
市立病院仮設棟賃貸借業務	平成28年度から 平成31年度まで	392,040千円
医事業務	平成28年度から 平成31年度まで	1,125,416千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院E SCO・防 災エネルギーセン ター更新事 業	50,100千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の年度に おける利率と する。)	政府資金等についてはその融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、財政 の都合により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えする ことができる。
市立病院施 設整備事業	618,600千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給 与 費	7, 3 5 7, 0 3 9 千円
(2) 交 際 費	4 1 4 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3, 3 3 2, 1 2 0 千円と定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清 水 勇 人